

# 民法にもある株式評価の論点 経営承継法における株式価格算定 方式

トキワユナイテッドパートナーズLLP  
代表パートナー・税理士 鈴木広典

株式評価は会社法や税法だけの問題ではない。民法においても遺産分割などの局面で株式評価が問題となるケースがある。さらに、平成20年「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継法）」が公布され、新たに遺留分に関する民法の特例（固定合意）が制度化されたことによって、民法上の株式評価の問題がまた一つ増えることとなった。中小企業庁は、当該制度の利用促進のため、昨年2月「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン（評価ガイドライン）」を公表した。本稿においては、当該制度の概要を確認した上で、固定合意に関する評価ガイドラインの考え方等を確認したい。

## 1 遺留分制度の概要(民法の原則)

遺留分とは、被相続人の遺言等によっても侵害できない相続人の財産承継の権利で、遺留分を侵害された相続人は遺留分を侵害した者（受遺者、受贈者）に対して財産の返還を請求することができる。これを遺留分減殺請

求という。

遺留分減殺請求権を持つ相続人とは、被相続人の法定相続人（被相続人の兄弟姉妹は除く）で、遺留分の対象となる財産の割合は、法定相続分の1/2（直系尊属のみが相続人である場合は1/3）とされている。なお、遺留分の算定の基礎となる財産の価額の計算方法は以下の算式による。

【図表1】遺留分算定基礎財産価額の計算式

$$\text{遺留分算定の基礎となる財産の価額} = \text{被相続人の相続開始時の所有財産の価額 (遺贈財産を含む)} + \text{贈与財産の価額} - \text{債務の金額}$$

(中小企業庁「中小企業経営承継円滑化申請マニュアル」)

※上記財産の価額は、すべて相続開始時の時価により算定される。

※相続開始前1年以内にした贈与は、すべて贈与財産に算入する。また、当事者双方が遺留分権者に損害を加えることを知って贈与した場合には、1年より前にしたものでもすべて算入する。

※いわゆる特別受益としての生前贈与（婚姻・養子縁組のための贈与、生計の資本としての贈与）は、すべて贈与財産に算入する。なお、自社株式の生前贈与を受けた場合には、過去の判例等から特別受益分として贈与財産に含まれることとなる。

## 2

### 事業承継における遺留分制度の問題点

#### (1) 遺留分減殺請求による株式の分散

先代経営者の相続財産の大部分が自社株式である場合、遺言等によって自社株式を集中して後継者に承継したときは、非後継者の遺留分を侵害する可能性が高い。このようなケースの場合、非後継者は後継者に対し遺留分減殺請求を行い、財産の返還を求めることが可能となる。

この際、後継者は、金銭による弁済（価額弁償）が不可能なときは、当該自社株式を返還せざるをえないこととなり、結果、自社株式が分散することになってしまう。

#### (2) 後継者の経営意欲の阻害

前記のとおり、遺留分の算定の基礎となる財産の価額には、生前贈与財産が含まれることとされ、また、当該財産の評価は、相続開始時の時価とされている。

仮に、先代経営者から自社株式の生前贈与を受けた後継者が、みずからの貢献で株式価値を上昇させた後に相続が発生し、他の遺留分権者から減殺請求を受けた場合には、その対象が相続開始時の価額になってしまうことから、後継者の経営意欲を阻害する要因になってしまう。

## 3

### 経営承継法における民法の特例

上記問題点を踏まえ、経営承継法により遺留分に関し、以下の2つの特例が創設された。

#### (1) 除外合意

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた推定相続人である後継者が、遺留分権者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式等について、遺留分算定基礎財産から除外できることとなった。

この制度の適用を受けることで、事業継続に不可欠な自社株式等を遺留分減殺請求の対象から除外し、株式の分散を回避することが可能となる。

#### (2) 固定合意

経済産業大臣の確認を受けた推定相続人である後継者が、遺留分権者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与された自社株式の価額を当該合意時の評価額であらかじめ固定できることとなった。

この制度の適用を受けることで、後継者が自社株式の生前贈与を受けた後、自身の貢献によって株式価値を上昇させた場合においても、当該価値上昇分は遺留分の対象から除外されるので、後継者は、将来の企業価値の上昇に伴う遺留分額の増大を心配することな

く、経営に専念することが可能となる。

なお、固定合意に係る自社株式の価額の決定については、弁護士・税理士等の専門家が「合意の時における相当な価額として証明したもの」であることが必要となる。

## 4 適用要件

### (1) 適用対象となる事業者

遺留分に関する民法特例の適用対象となる事業者とは、3年以上継続して事業を行っている中小企業者（上場会社または店頭登録会社を除く）をいう。

### (2) 経済産業大臣の確認

除外合意または固定合意をした後継者は、以下のような内容について経済産業大臣の確認を受けなければならない。

- ① 当該合意が中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること
- ② 後継者が合意の対象となった株式等を処分した場合や先代経営者の生存中に後継者が代表者として経営に従事しなくなった場合等に、非後継者である相続人がとることができる措置の定めがあること
- ③ 先代経営者が次の要件を満たしていること
  - ・対象会社の元代表者であった者（現代表である者を含む）
  - ・推定相続人である後継者に株式等を贈与していること
- ④ 後継者が次の要件を満たしていること
  - ・先代経営者の推定相続人である者
  - ・先代経営者から対象会社株式の贈与を

受けている者、または先代経営者から対象会社株式の贈与を受けた者から相続等によりその株式を取得した者

- ・対象会社の現代表者
- ・単独で議決権の過半数を所有

⑤ 合意日において後継者が有する対象会社の議決権（贈与された株式を除く）が、100分の50以下であること

したがって、過去における株式の生前移転の結果、贈与の前に後継者が50%超の議決権を有している中小企業においては、当該特例は適用できないこととなるので留意が必要である

## 5 固定合意における株式評価

### (1) 非上場株式の評価方法

固定合意を行う場合には、対象となる非上場株式の評価を行う必要がある。上場株式と異なり、非上場株式には市場株価が存在しないことから、対象会社の状況や取引の実態等を考慮した上で、適切な評価方法を選択し、価額を算定する必要がある。

非上場株式の評価方法については、中小企業庁が策定した評価ガイドラインに詳しく記載されているが、実務上、純資産方式、収益方式、比準方式など様々な方法が存在し、各評価方法に基づく価額もそれぞれ異なる結果となることから、いかに適切な評価方法を選択するかが極めて重要となる。

### (2) 合意の意義と専門家の証明

固定合意を行う場合の価額については、「合意の時における価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士または税理士法人がその時における相当な価額として

証明したものに限り) (合意時価額) であることが必要となる。一般的には、当事者間で種々の交渉を経て合意時価額が決定されるものと考えられるが、固定合意を行うケースでは、その当事者が後継者と非後継者になることから、対象会社に関する情報という点で、両当事者間に格差が生じることとなる。

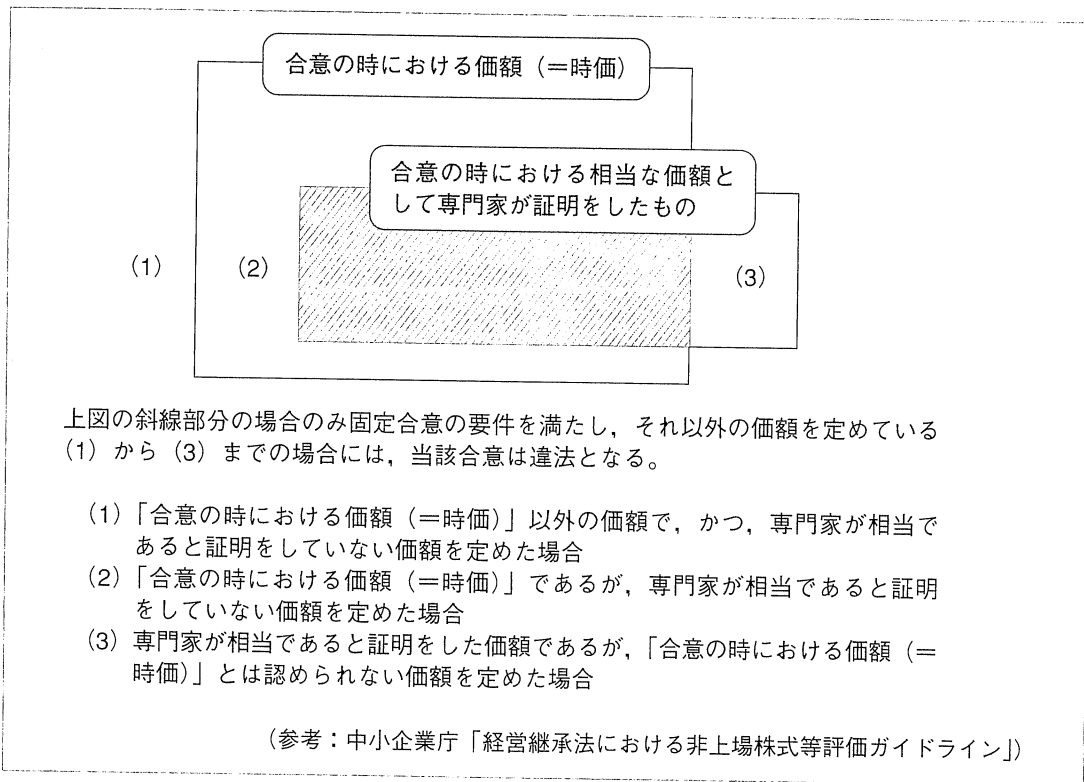
ゆえに、合意の前提として、両当事者の間の情報の格差を是正し、利害の調整を図る必要があることから、経営承継法においては、専門家の客観的な観点から株式の価額として相当である旨の証明を要求することとなった。

### (3) 合意時価額と相当な価額の関係

前述のとおり、経営承継法において、固定合意における価額は、合意の時ににおける価額とし、専門家がその時ににおける相当な価額として証明したものに限りとする。ここで、合意の時ににおける価額と専門家が証明した相当の価額との関係を整理すると、下記の【図表2】のとおりとなる。

結局、固定合意によって固定することができる価額は、下図の斜線部分であり、下図(1)から(3)までの場合には、当該固定合意は、要件を満たさないこととなり、違法となってしまう。

【図表2】 固定合意の価額の要件



### (4) 贈与税に係る価額と合意時価額との関係

前述のとおり、固定合意においては、後継者が株式を贈与等により取得することが要件となっているため、贈与税に係る税法上の価

額と合意時価額との関係が問題となる。例えば、合意時価額の算出にあたり、税法上の評価方法(財産評価基本通達)には含まれていないDCF法や収益還元法等を採用した場合に

は、評価方法の差異によって、両価額の間には当然に乖離が生じる。この乖離が生じる場合、合意時価額が贈与税の計算における価額を上回ったときには、合意時価額によって課税されないかという懸念が生じ、その逆のときには、合意時価額によって納税申告をすることができないかという疑問が生じることとなる。このような乖離は、両評価方式の趣旨、目的が異なることにより発生するものであり、当然に生じるものであると言える。

合意時価額の前提となる評価ガイドラインは、経営承継法の遺留分に関する民法特例（固定合意）を利用する際、非上場株式の評価方法のメルクマールとして利用される目的で作成されたものである。

一方、税法上の評価方法（財産評価基本通達）はもっぱら相続税、贈与税等の課税のために用いる評価方法であり、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から、画一的に財産を評価することが相当であるという趣旨に基づき定められているものとされている。

したがって、当事者である後継者と非後継者が、このような乖離が生じることを認識した上で合意を行っているのであれば、乖離が生じること自体は問題がない。また、前述のような課税上の疑義については、合意時価額が贈与税の計算における価額を上回ったとしても、従前の裁判例に照らしてただちに課税問題が生じるとも考えられないし、合意時価額が贈与税の計算における価額を下回ったときには、いずれが税法上の評価として妥当であるか等を見極めて納税申告することが求められる。

なお、後継者と非後継者の間で情報の共有が行われたのであれば、固定合意の評価に際して、税法上の評価を採用することについても問題はないと考えられる。

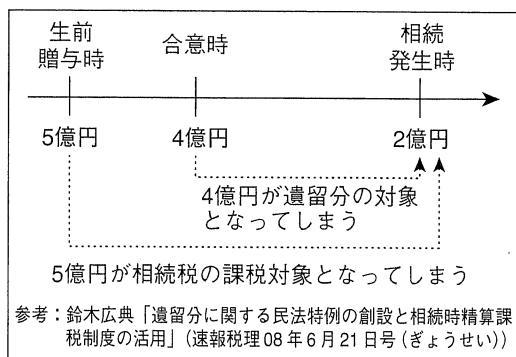
## 6 固定合意における留意点

民法の特例における固定合意制度は、後継者が自社株式の生前贈与を受けた後、自身の貢献によって株式価値を上昇させた場合においても、当該価値上昇分については遺留分の対象から除外できるという点で、後継者の経営意欲の促進という効果が期待できる。

しかし、逆に株式価値が減少してしまった場合には、当該合意時価額で遺留分の対象とされてしまうこととなり、相続発生時の価額よりも高い金額に基づく遺留分減殺請求を受けるリスクが考えられる。

なお、税務上も、贈与税の納税猶予制度や相続時精算課税制度において、将来の相続発生時に課税財産に持ち戻される生前贈与した株式の価額は、「当該贈与時における価額」とされていることから、上記同様、株式価値が減少した場合におけるリスクが考えられる。

【図表3】 相続発生時に株式価値が減少した場合のリスク



鈴木広典（すすき ひろふみ）

経済産業省 中小企業庁主管 事業承継会社法制等検討委員会、事業承継税制検討委員会、非上場株式等評価検討専門委員会の委員を歴任。大手信託銀行、外資系コンサルティングファーム、大手法律会計事務所を経て、トキワユナイテッドパートナーズLLPを設立。相続・事業承継の分野に特化したコンサルティングを行う。